

(附則第 10 条の 3 関係)

## 熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

日出町長 殿

住 所												
個人番号又は法人番号												
氏 名												
電 話 番 号	( ) -											

日出町税条例附則第 10 条の 3 第 8 項（熱損失防止改修工事の申告）の規定により、下記のとおり申告します。

1 家屋の所在地	日出町			番地		
2 家屋番号	番					
3 登記年月日	年		月		日	
4 建築年月日	年		月		日 (H.20.1.1 以前完成住宅が対象)	
5 熱損失防止改修工事完了日	年		月		日	
6 熱損失防止改修工事に要した費用	円					
7 種 類						
8 構 造	造 葺 建					
9 床 面 積	1 階 m <sup>2</sup>		1 階以外 m <sup>2</sup>		合計床面積 m <sup>2</sup>	
(併用住宅の場合)	居住部分床面積		m <sup>2</sup>		居住以外床面積 m <sup>2</sup>	
<b>【3 箇月以内に提出できなかった理由】</b> ※工事完了日から 3 箇月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。						
添 付 書 類	○熱損失防止改修工事証明書 ○領収書の写し ○納税義務者の住民票の写し					

# 「住宅熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産の減免制度」

平成20年度の地方税法改正により、平成20年4月1日から平成32(令和2)年3月31日までの間に一定の要件を満たす省エネ改修をした住宅(家屋)を対象に、翌年度分の税額を減額します。

## 1 減額を受けるための要件

- (1) 平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- (2) 次の①を含む、①から④の工事であること。
  - ① 窓の断熱改修工事(必須工事)
  - ② 床の断熱改修工事
  - ③ 天井の断熱改修工事
  - ④ 壁の断熱改修工事
- (3) 当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。
- (4) 工事完了の日が平成20年4月1日から平成32(令和2)年3月31日までのものであること。

## 2 減額となる税額

### 改修家屋に係る固定資産税の3分の1

(ただし、対象となる床面積は1戸あたり120㎡まで)

## 3 減額となる期間

### 工事の翌年度のみ

(平成22年度に申告した場合、23年度分の減額となります。)

## 4 手続き

工事費が確認できる書類と建築士等の省エネ改修工事であることの証明書を添付し、工事の日から3ヶ月以内に税務課(資産税係)へ申告してください。

なお、省エネ改修工事に併せてその他の増改築等を行った場合は、当該家屋の評価を見直すことがあります。その場合には、再評価後の評価額から固定資産税を減免することになりますが、場合によっては、減額後の固定資産税が省エネ改修前の固定資産税を上回る場合があります。